

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和 6年 8月 8日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府亀岡市安町野々神8番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 亀岡市長 桂川 孝裕

工事の種別	■ 新築 □ 増築			
工事着工予定期日	2024年 10月 1日			
工事完了予定期日	2026年 4月 1日			
特定建築物の概要	名称	亀岡市立育親学園		
	所在地	亀岡市本梅町中野和田山1-2		
	構造	木造一部鉄筋コンクリート造	階数	地上 2階
	敷地面積	26,779.20 平方メートル	高さ	13.750 メートル
	建築面積	3983.53 平方メートル	床面積の合計 (増築部分の床面積)	6672.79 平方メートル (平方メートル)
	用途別の床面積	住宅	平方メートル	
		ホテル等	平方メートル	
		病院等	平方メートル	
		物品販売業を営む店舗等	平方メートル	
		事務所等	平方メートル	
学校等		6672.79 平方メートル		
飲食店等		平方メートル		
集会所等		平方メートル		
工場等	平方メートル			
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る性能力に関する評価結果	サステナビリティランキング BEE = 1.6 A			

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	116 立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 116 立方メートル
	使用する用途	内・外部仕上げ材、家具材	
	府内産木材等の使用基準量		2.95 立方メートル
	当該建築物における木材の使用量の合計量		116 立方メートル
	木材が使用可能な居室の合計面積		3333.63 平方メートル
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置		概要	
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱		硬質ウレタンフォーム（A種I種）吹付 t50(屋根) 高性能グラスウール 16k t100 (外壁)	
<input checked="" type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽		庇、Low-E複層ガラス	
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入		LED照明器具	
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用			
<input checked="" type="checkbox"/> 節水型設備の設置		自動水栓、節水型便器	
<input checked="" type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用		透水性舗装の採用、雨水タンクの利用	
<input type="checkbox"/> 耐用年数が長い材料及び設備の利用			
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		移動間仕切りの採用	
<input type="checkbox"/> 電気自動車等の充電設備の導入			
<input type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用			
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置			
<input checked="" type="checkbox"/> 緑化の実施		外構緑化	
<input type="checkbox"/> その他			

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。
- 3 この計画書には、次の書類を添付してください。
- (1) CASBEE-建築（新築）による評価結果
 - (2) CASBEEで高得点（4点又は5点）を付けた場合、その具体策を図面等で明示した資料
 - (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に添付する「各種計算書」の写し又は建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出書若しくは通知書の写し
 - (4) 当該建築物に係る付近見取図、配置図、床面積求積図、各階平面図、断面図、立面図等
 - (5) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）
 - (6) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料又は図面

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

再エネ設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	220840 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		220840 メガジュール
導入すべき再エネ設備の基準値		200183 メガジュール
効率的利用設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備	概要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 1 納入する□には、印を記入してください。

- 2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。
- 3 この計画書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。
 - (1) 導入する再エネ設備又は効率的利用設備（効率的利用設備を導入する場合に限る。）の内容
 - (2) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠